

第 353 回(令和3年2月)定例会

会派提案意見書案

令和3年3月2日

番号	件名	提出 会派
意 1	新型コロナウイルスワクチンの安全で円滑な接種を実現するための対策を求める意見書	自民
意 2	北朝鮮による日本人拉致問題の一刻も早い全面解決を求める意見書	自民
意 3	イベルメクチンの新型コロナウイルスへの予防・治療効果の研究推進を求める意見書	県民
意 4	サイバー空間における犯罪パトロール、捜査および検挙の強化を求める意見書	県民
意 5	飲食店等に対する営業時間短縮の要請に係る協力金の改善を求める意見書	公明
意 6	犯罪被害者支援の充実を求める意見書	公明
意 7	がん治療としての粒子線治療の公的医療保険の対象部位の拡大を求める意見書	維新
意 8	中国政府に対して人権状況の改善を促し、日本政府と国会に対して必要な外交措置や人道的措置等を求める意見書	維新
意 9	中小業者の経営と雇用を守るための意見書	共産
意 10	児童手当「特例給付」の現行制度の存続を求める意見書	共産

意見書案 第 号

(自由民主党)

新型コロナウイルスワクチンの安全で円滑な接種を実現
するための対策を求める意見書

新型コロナウイルスワクチンの接種は、この感染症の発症予防と重症化予防を目的とし、医療体制の逼迫を防ぎ、感染を抑え込み、国民の安心な生活を取り戻すための重要な一手である。

現在、国、地方自治体それぞれが、厚生労働省の示した役割分担のもとに、接種にむけた体制整備を進めているところである。

しかしながら、接種が先行している海外では、国が準備したワクチン量に対して、接種が目標数に達していない例も見られ、国内でも、接種を待ち望む声がある一方で、ワクチンの効果、安全性への疑念や、副反応に対する懸念も多く聞かれる。

よって国におかれては、ワクチンの安全で円滑な接種を実現するため、下記の対策を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 ワクチン接種の意義及び副反応、禁忌事項も含めた具体的情報について積極的に国民に周知・広報を行なうこと。
- 2 大規模な接種を円滑に実現するため、優先接種について、地域の実情に合わせた接種対象の弾力化を含めた柔軟な対応を認めること。
- 3 接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないよう、地方自治体の意見も踏まえ、国の責任において必要な措置を講ずること。
- 4 国は接種委託費用単価を示しているが、今後、医療機関に対し、感染防止対策や副反応への対応を行なった上で、通常診療を抑制して接種実施を要請することになる中、接種医療機関をできるだけ多く確保するためにも、十分なインセンティブを持った単価設定とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自由民主党)

北朝鮮による日本人拉致問題の一刻も早い全面解決を求める意見書

北朝鮮が拉致の事実を認めた平成14年の日朝首脳会談から18年が経過したが、現在に至るまで帰国を果たした拉致被害者は5人とどまり、いまだ拉致問題は全面的な解決には至っていない。

この間、一刻も早い拉致問題の進展を待ち望んできた被害者の御家族の悲しみは計り知れないものがある。令和2年2月には、拉致被害者の有本恵子さんの母、嘉代子さんが、また6月には横田めぐみさんの父、滋さんが我が子との再会を果たせぬまま亡くなるなど、拉致被害者とその家族の高齢化が進んでおり、問題の解決には一刻の猶予も許されない。

拉致問題は、我が国の国家主権及び国民の生命と安全に関わる極めて重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である。

また、菅総理が、米国のバイデン大統領と、就任前の令和2年11月12日に電話会談し、拉致問題について政権の最重要課題と位置づけ、理解と協力を求めたように、解決に向け、国際社会からの支持と協力を得ることも不可欠である。

よって国におかれては、拉致被害者全員の早期帰国を実現させるため、あらゆる方策を用いて膠着した事態の打開を図り、拉致問題の一刻も早い全面解決に向け全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

イベルメクチンの新型コロナウイルスへの予防・治療効果の研究推進を求める意見書

2月17日現在、日本国内で感染者41万8000人、死者7139人と甚大な被害を出し、なおも収束をみない新型コロナウイルス感染症について、「感染拡大防止の決め手」との菅首相の発言にもあるように、期待を一身に集めるコロナワクチンについては、迅速に承認等の手続きが進められ、同日より先行接種が始まっている。

しかし、すべての国民に接種の機会が回ってくるまでには、まだ時間がかかり、世界で繰り広げられていると報じられるコロナワクチン争奪戦の激化に鑑みれば、マスクや消毒液のときと同様に入手が困難となり、現行の予定からさらに遅れる可能性もある。

さらには、接種データが少ないため妊婦は努力義務から外れるほか、臨床期間の短さなどから副反応などを不安視し、接種しない選択をする国民が一定数出現することも予想されるなど、すべての国民が接種するわけではない。

このような中、約40年前に抗寄生虫薬として北里大学の北里教授を中心に開発され、費用の安さや高い安全性から現在も主に海外で使用されているイベルメクチンが、新型コロナへの予防・治療薬として各国で研究が進められている。その中から、早期治療において84%の改善、後期治療においては39%の改善、予防に関して90%の改善という報告もあがっており、東京都では都立・公社病院において治験の実施を検討しているとのことである。

よって、国におかれては、ワクチンと合わせて、低廉かつ国内生産が可能、さらには国内で発見されノーベル賞を受賞した技術でもあるイベルメクチンについて、新型コロナウイルスの予防・治療薬としての研究を推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

サイバー空間における犯罪パトロール、捜査および検挙の強化を求める意見書

インターネットその他の高度情報通信ネットワークは、国民生活の利便性を向上させ、社会・経済の根幹を支えるインフラとして機能する一方で、急速に広がるサイバー空間における犯罪は年々その深刻さを増しています。

特にコロナ禍においては、自死を引き起こしてしまうような誹謗中傷や、給付金詐欺に誘い込むような情報がSNSやインターネット掲示板で広がり、国民に大きな衝撃を与えました。

多種多様な犯罪や関連情報がはびこるサイバー空間対策については、例えば、SNSにおける誹謗中傷や消費者被害に関しては総務省や消費者庁、人権侵害については法務省が、その他ではインターネット・ホットライン・センターなどが警察庁と連携するなど、主体や方法が分散し多岐に渡っています。

具体的には、利用者に対して通報を呼び掛けたり、警察庁から委託を受けた民間事業者や各都道府県警察がボランティアの力を借りてパトロールを実施し、プロバイダに対して削除要請を行ったりしています。

しかし、これでは人的な限界があるうえに、続々と増加する投稿を削除するのにもきりがなく、都道府県警察が重大事案等の一部の犯罪に対して捜査や検挙を実施するにとどまり、それ以外の多数が放置されてしまっている状況です。

よって、国におかれては、県境や国境とは無関係に広がり、どこからでも捜査できるインターネット空間において、より高度・専門的な対策について政府を挙げて推進するため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 サイバー空間における犯罪対策の主体がいっそう連携を密にし、一体となって犯罪の抑止に取り組むこと。
- 2 AI等が自動でサイバー空間を巡回して、犯罪が疑われる情報を検出し、掲載者や掲示責任者に対して警告を発するようなシステムの開発・活用など、サイバー空間における犯罪の発見・抑止に対して実効的かつ効率的な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

飲食店等に対する営業時間短縮の要請に係る協力金の
改善を求める意見書

11 都府県に対する緊急事態宣言が発出され、当該地域の夜間の不要不急の外出が抑制されたことなどによって、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は大幅に減少し、医療崩壊を防ぐことができた。

このことは国民の理解・協力があったからこそだが、何よりも経営的打撃を受けるにもかかわらず、営業時間短縮の要請に応じた飲食店等の協力があつて実現することができたと言える。また、同時に飲食店等の営業時間短縮が新型コロナウイルス感染症等の感染拡大対策に有効であることの証明になったとも言える。

一方で、飲食店等の協力を得るためには、営業時間短縮に伴う経営的打撃を緩和するための「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の支給が必要不可欠であり、政府では1日あたり6万円という協力金が一律に支給されたところである。

一律支給はわかりやすく、迅速な支給ができるというメリットがあるものの、店舗規模や経営形態が大きく異なる飲食店等をひとくくりにして協力金を支給する制度設計については、飲食店経営者の中には制度の矛盾や不公平感を抱く者がおり、緊急事態宣言発出に伴って経営的打撃を受けたにもかかわらず支給の対象とならなかった事業者は不満を抱くことになったのが実情である。

今後も新型コロナウイルス感染症の再拡大や、それ以外の感染症等の感染拡大も考えられ、今回の緊急事態宣言発出と同様の事態が想定されることから、それに備えてあらかじめ事業者を含めて国民の理解を得られる制度設計をしておく必要がある。

よって、国におかれては、店舗規模、経営形態等を考慮し、飲食店以外の業種も含めた、きめ細やかな給付金制度を創設するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

犯罪被害者支援の充実を求める意見書

2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たした。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、未だ十分になされているとは言い難い。

例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度といった、財政支援を必要とする施策は未だに実現されていない。

よって、国におかれては、犯罪被害者の権利に対応して、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っており、犯罪被害者支援の充実を図るため下記の事項を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
- 2 犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。
- 3 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。
- 4 都道府県が設置する、性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターにおいて、人的・財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

がん治療としての粒子線治療の公的医療保険の対象部位の拡大を求める意見書

高齢化と共にがん患者は増加の一途をたどっている。国立がん研究センター2017年データによると、生涯でがん罹患する確率は男性65.5%、女性50.2%であり、約2人に1人はがんになる時代となっている。がん対策基本法は、こうした状況に歯止めをかけ、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に制定され、基本理念として、がん患者の立場に立ったがん対策の必要性がうたわれている。

がんの治療は、手術でがんを取り除く外科療法、抗がん剤等を用いる薬物療法、放射線を照射する放射線療法の3本柱があるが、放射線療法のうち近年特に注目を浴びているのが粒子線治療である。これは、X線やガンマ線を使った従来の放射線治療とは全く違った性質のもので、狙った病巣に集中して照射できることから、正常な細胞に与えるダメージが小さく、基本的に合併症が少なく時間が経ってからの副作用も少ないのが特徴である。

兵庫県ではこのような粒子線治療への社会的、時代的要請を受け、2001年にたつの市に粒子線医療センターを設立し、2017年にはその附属機関として神戸陽子線センターを設立した。特に神戸陽子線センターは隣接するこども病院と連携し、小児がん専用の治療室を設けて小児がんの治療にもあたっている。

一方で、粒子線治療に要する費用は高額で、2016年に小児がん、2018年に前立腺がん、骨軟部腫瘍、一部の頭頸部がんに対する公的医療保険制度の適用が始まったが、その他の部位のがんでは、患者の経済的負担は重く、粒子線治療が有効である悪性腫瘍でも、治療を受けることができない患者も多く存在する。

よって、国におかれては、がん治療としての粒子線治療の公的医療保険の対象部位の一層の拡大を図り、粒子線治療の普及に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

中国政府に対して人権状況の改善を促し、日本政府と国会に対して必要な外交措置や人道的措置等を求める意見書

中国国内でのウイグル人等の少数民族への抑圧が続いている。国際連合人権理事会は、中国政府に対して人権活動家の拘束をやめることやウイグル人やチベット人、モンゴル人などの少数民族の権利を守ることを求める勧告を採択しているが、中国政府は、勧告は事実に基づかない不当なものとして、その声に耳を傾けることはない。中国政府は国連安全保障理事会の常任理事国という責任ある地位を占めるのであれば、これらの勧告を初め、国際社会の声に真摯に耳を傾けて、国連憲章の精神にのっとり、自国の人権状況を早急に改善すべきである。

中国内におけるウイグル人を初めとした少数民族や宗教家、人権活動家の方々の置かれた状況は、国際社会が非難しており、平和都市宣言に掲げる世界恒久平和の理想とは真逆の事態であり、中国政府に対して強い憤りを表明する。

以上のことを踏まえて、日本政府並びに国会におかれては、ともにG7を構成する国々が加盟する欧州議会や、米国議会等の取り組みに倣って、国際社会との連携の上、中国政府に対して、速やかに人権状況の改善を促すとともに、さらには世界では人として当然に保障されるべき人権が、いまだに紛争や国家体制などの理由によって侵害されている事態を重く受け止め、改善に向けて行動することを求める。現在、報道されている中国国内製造業における強制労働についても、ウイグル人を初め国際社会における課題である政治的難民についても、日本国憲法の理念と難民の地位に関する条約にのっとり、日本政府が模範となって、人命と人権を尊重する責任を果たし、適切な対応を行うよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

中小業者の経営と雇用を守るための意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は収束せず、二度目の緊急事態宣言後、さらに日本経済と国民生活に深刻な打撃を与えている。多くの中小業者は必死の経営努力を続けているが、家賃や人件費など固定費の支払いにも行き詰まり、倒産・廃業の瀬戸際に追い込まれている。

企業数で全体の99%、従業員数で70%を占める個人事業主を含む中小企業は、生産、流通、サービスなどの各分野で大きな役割を果たすとともに、雇用の重要な担い手でもあり、日本経済と社会を土台で支える存在である。

よって、国におかれては、中小業者の経営と従業員の雇用を守るため、下記のとおり支援策の継続と抜本的拡充を行なうよう強く要望する。

記

- 1 持続化給付金、家賃支援給付金の対象要件を緩和し、再給付を実施すること。緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金は要件緩和とともに支援額を引き上げること。
- 2 持続化給付金、家賃支援給付金、時短営業協力金、一時支援金など、支援金については課税対象外とすること。
- 3 雇用調整助成金の特例措置をコロナ禍が収束するまで延長すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額し、中小業者への直接支援を独自に実施・拡充する自治体への支援を強めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

児童手当「特例給付」の現行制度の存続を求める意見書

政府は、中学生以下の子どもがいる世帯へ支給している児童手当の「特例給付」について、主たる生計者の年収が1200万円以上の世帯（子ども2人で配偶者が扶養親族の場合）を特例給付の対象から除外する法案を国会へ提出した。これにより、児童数全体の4%、約61万人が不支給となる。

1200万円以上の世帯は、配偶者控除や高校無償化の対象からも除外されている。子ども手当法では日本の子育て予算が世界でも最低水準であることから「子どもの健やかな育ちを個人の問題にするのではなく、社会全体で応援するという観点から実施する」と強調している。また、政府が発行した2020年度版『少子化社会対策白書』では日本の子育て予算について「欧州諸国と比べて低い水準となっており、現金給付、現物給付を通じた家族政策全体の財政的規模が小さい」と、指摘している。

子育て支援への社会的機運と要請が高まるも、児童手当の「特例給付」に所得制限を設定することは子育て支援策の後退と言わざるを得ない。政府は「特例給付」見直しの理由を待機児童解消のためとし、児童手当削減分を待機児童解消に充てるとしているが、待機児童解消のための予算は改めて確保すべきである。

よって、国におかれては、児童手当「特例給付」の現行制度を存続し、少子化対策のためにも子育て支援の予算を十分に確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。